

平成28年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会議事録

1 日時：平成29年1月20日（金） 午前9時15分～午前11時06分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター7階 7-3会議室

3 出席者：

(1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、観音寺 拓也委員（副部会長）、印南 耕次委員
柳井 重人委員

(2) 事務局

（都市局）

小早川都市局次長

（緑政課）

竹本課長

（都市総務課）

増田都市局参事兼課長、佐藤課長補佐、西森主査、中野主任主事

（公園管理課）

佐藤課長、小川課長補佐、永田主査

4 議題：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

(2) 議事進行について

(3) 稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の指定管理予定候補者の選定について

5 議事の概要：

(1) 部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により下記のとおり決定した。

部会長・・・石井委員、副部会長・・・観音寺委員

(2) 議事進行について

配布資料をもとに説明を実施した。

(3) 稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の指定管理予定候補者の選定について

稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の選定要項等について施設所管課からの説明後、申請者へのヒアリングを実施し、選定基準に基づいた審査を経て、申請者は稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められた。

6 会議経過：

○佐藤都市総務課長補佐 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、この寒い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より平成28年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委

員会公園部会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会を務めさせていただきます都市総務課課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、5名のうち4名の委員にご出席いただいておりますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」第10条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに、開会にあたりまして、小早川都市局次長からご挨拶申し上げます。

○小早川都市局次長 おはようございます。都市局次長の小早川でございます。

本日はお忙しい中、新年早々から、この第2回公園部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の部会では、稲毛海浜公園の中にあります花の美術館、稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館の5つの教養施設の管理運営の提案内容につきましてご審議をいただき、指定管理予定候補者の決定の参考とさせていただきます。

なお、稲毛海浜公園につきましては、海辺エリアの活性化のために再整備を検討しているところでございます。規模の大きな公園でありますことから、本委員会にてご審議いただいております教養施設や、プールをはじめとしたスポーツ施設など、園内には複数の有料・無料の施設が設置されており、今後の方向性の決定に時間を要しておりますところでございます。

そのため、本年度に1年間という短期間で、公益財団法人千葉市みどりの協会を指定管理者に指定したところがございますが、来年度につきましても再度1年間、指定管理者の指定を行うことを考えておりますところでございます。

本市といたしましては、この1年間の間に稲毛海浜公園の再整備の方向性を定めまして、より一層賑わいのある空間を創出して、海辺エリア全体の活性化につながられるよう事業を推進して参りたいと考えておりますので、委員の皆様にはご理解いただきますとともに、ご協力をお願いできればと考えております。

なお、指定管理予定候補者でございますが、現指定管理者であります公益財団法人千葉市みどりの協会が今年度末をもって解散となりますことから、本市の外郭団体であり、施設管理に関しまして豊富な実績のある公益財団法人千葉市スポーツ振興財団を非公募で選定することを考えております。

委員の皆様には、2年続けて指定管理予定候補者の選定をお願いすることとなりまして、委員会における審議のために大変ご負担をおかけしているとは存じますが、それぞれご専門のお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤都市総務課長補佐 ありがとうございます。

小早川都市局次長につきましては、本日所用がございますので、これもちまして退席とさせていただきます。ご了承ください。

○小早川都市局次長 よろしくよろしくお願いいたします。

(都市局次長退席)

○佐藤都市総務課長補佐 それでは、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。

お手元の資料3「千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

本日の会議は、「1 会議の公開の取扱い」の(1)のとおり公開としております。ま

た、議事録につきましては、「2 議事録の確定」の(1)及び「3 部会の会議への準用」のとおり、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいた後、部会長の承認をもって確定とさせていただきます。

傍聴の方に申し上げます。傍聴にあたりまして、お手元の資料4「傍聴要領」に記載された事項をお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

部会長選出までの間、増田都市総務課長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

- 増田都市総務課長 都市総務課長の増田でございます。僭越ですが、部会長選出までの間、議事の進行を務めさせていただきます。座って進行させていただきます。

それでは、只今より平成28年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を開催いたします。

初めに、議題(1)「部会長及び副部会長の選任について」を行わせていただきます。

お手元にお配りしております資料5「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」をご覧ください。

第11条第4項に「部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。」と規定がございますので、部会長の選任につきまして、ご意見をお願いいたします。

柳井委員。

- 柳井委員 前回は石井委員に部会長をお務めいただいたので、今回も石井委員にお願いすればどうかと思います。

- 増田都市総務課長 ありがとうございます。

ただいま柳井委員さんから、石井委員さんを部会長に推薦する旨のご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 増田都市総務課長 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、石井委員さんに部会長をお願いしたいと思います。

続きまして、副部会長の選任をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

印南委員。

- 印南委員 経験者の観音寺さんをお願いしたいと思います。

- 増田都市総務課長 それでは、ただいま印南先生から観音寺委員さんを副部会長に推薦する旨のご提案がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 増田都市総務課長 それでは、観音寺委員さんに副部会長をお願いすることといたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ここからは部会長に議事を進行していただきたいと思います。石井委員さんには部会長席にお移りくださいますようお願いいたします。

(石井委員、部会長席へ移動)

- 石井部会長 委員の皆様のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました石井でございます。どうぞこれからよろしくお願いいたします。

では、ここからは私が議事進行を務めさせていただきます。

それでは、議題(2)「議事進行について」、事務局からご説明をお願いいたします。

- 増田都市総務課長 都市総務課長の増田でございます。

それでは、議事の進行についてご説明させていただきます。

最初に、今日は足元の悪い中、かつ皆様には事前に資料をお送りさせていただきまして、お目通しをいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

お手元の資料6「議事の進行について」というフロー図があるかと思いますが、そちらをご覧ください。

この後、施設の所管課であります公園管理課より、「指定管理予定候補者選定要項」、それから「指定管理者管理運営の基準」、「指定管理予定候補者選定基準」の概要と第1次審査の結果についてご説明をさせていただきます。

その後、申請者である公益財団法人千葉市スポーツ振興財団による10分間のプレゼンテーションと質疑応答を行います。事務局において、プレゼンテーション終了1分前に申請者に対してお知らせをいたします。また、大変恐縮でございますが、申請者への質疑応答中、申請者ではなく事務局に対する質問は避けていただきますようお願い申し上げます。その後の意見交換の際に、私どもへの確認事項がございましたら、ご質問いただきたいと思いますと考えております。

次に、皆様それぞれに行っていただく審査についてですが、資料7-5「審査表（第2次審査用）」をお願いいたします。

各項目について、「指定管理予定候補者選定基準」に記載の基準に基づき、「○」または「×」の記入をお願いいたします。審査後、事務局における審査表の回収、集計の後、委員の皆様を集計表をお配りし、集計結果を発表させていただきます。

集計結果において、委員のうち1人でも「×」の評価を行った項目があった場合は、選定委員会としての判断についての協議を行っていただきます。その審査・協議結果を踏まえまして、指定管理予定候補者を決定し、選定理由や評価する点などをご審議いただきたいと思いますと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今のご説明に対しまして、委員の皆様、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

柳井委員、どうぞ。

○柳井委員 この「○・×表」ですか、これに「○」か「×」をつけるということだと思うのですが、これはそれぞれの項目について、それぞれの委員が「○」・「×」をつけて、1個の項目で誰か「×」をつけると、その項目についてここで協議すると。

○増田都市総務課長 左様でございます。

○柳井委員 多分、その時にいろいろな意見が出ると思うのですが、そういう意見は、候補者にはどのようにフィードバックされる形になるのですか。「○」がついたら多分そのままだと思うのですが、「○」がついても、意見交換の中で、もう少しこうしたほうがいいのではないのかとか、その手の話は出てくると思うのです。それはどのように、今の「×」という評価とか、全部「○」だったらその項目はもう何も議論しないのか、あるいは「×」がついてそこで協議した、もっとこうしたほうがいいのではないのかというようなことはどのように、今回の審査なり、これからの管理に反映されるのかというところをお伺いしたいです。

○増田都市総務課長 基本的に選定というところまでは、この申請団体ということになりますけれど、この後に実際の管理に当たって、詳細な事項を所管課と事業者で詰めることとなりますので、その時、こういう意見がありましたということではお伝えするということになります。

ですから、決まりました、ではその団体が言っていること、そのままそれでいいですよ

ということではなくて、こういったものについてはこういうような改善ができないでしょうかというようなことの見解がありましたということに基づいて、私どもも協議をさせていただくこととなりますので、その点、こういうコメントがあれば、私どもも、この委員会で指摘されたもの、あるいは要望されたものについては、きちんとお伝えするという形になります。

○柳井委員 わかりました。ありがとうございます。

○石井部会長 他に何かございますでしょうか。

では、議題（２）については以上で終わります。

それでは、議題（３）「稲毛海浜公園教養施設（花の美術館・稲毛記念館・海星庵・野外音楽堂・稲毛民間航空記念館）の指定管理予定候補者の選定について」を行います。

まず、「選定要項」、「管理運営の基準」、「選定基準」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○佐藤公園管理課長 公園管理課長の佐藤でございます。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、資料7-1をご覧ください。「稲毛海浜公園教養施設指定管理予定候補者選定要項」でございます。これの3ページをご覧ください。

3ページは、「3 選定の概要」でございます。

（１）管理対象施設としまして、稲毛海浜公園教養施設でございます。これは5つの施設からできておまして、稲毛海浜公園花の美術館、稲毛海浜公園稲毛記念館、稲毛海浜公園海星庵、稲毛海浜公園野外音楽堂、稲毛海浜公園稲毛民間航空記念館となっております。

（２）の指定期間でございますが、平成29年4月1日から平成30年3月31日の1年間でございます。

（３）業務の内容でございます。指定期間内の本施設の管理業務ということで、詳細は「管理運営の基準」によります。

（４）選定の手順でございますが、以下のとおりでございます。

1から7まで順次ということで、まず、1としましては「申請者への選定要項等の交付」ということで、平成28年12月22日に交付をいたしました。2としましては指定申請書の提出ということで、平成29年1月13日に提出されました。3は、本日のことですが、「選定評価委員会によるヒアリング、選定の実施」です。4としまして「選定結果の通知」は、1月下旬に行う予定でございます。5、「仮協定の締結」も同時です。6、「指定議案の提出」としまして、平成29年第1回定例会、これは2月中旬に行われますが、こちらで行います。7、「指定管理者の指定・協定の締結」は、29年3月ということになっております。

次のページをご覧ください。「4 管理対象施設の概要」でございます。

まず、（１）設置目的等でございます。

まずは、「ビジョン（施設の目的・目指すべき方向性）」としまして、花の美術館ですが、「花と緑の豊かな良好な都市環境を創造するため、より多くの市民に花や緑の大切さを伝え、緑化や緑の保全に対する意識の普及・啓発を図るとともに、公園利用者の憩いの場・レクリエーションの場として機能する」。

稲毛記念館ほか3施設でございますが、「市民が郷土の歴史・風土への理解を深めるとともに、文化・教養の向上を図る場として機能する」ということでございます。

次に、「ミッション（施設の社会的使命や役割）」でございます。

花の美術館におきましては、①としまして、「花や植物の育て方や管理方法など、市民

の日常的な緑化活動に対する指導や相談を行うとともに、花の飾り方、楽しみ方など、花の文化に触れながら「花のある豊かな暮らし」を提案すること。②としまして、「花や植物の展示、講習会などを通じて緑化活動や植物に対する学習の場を提供すること」。③「四季折々の花や植物の姿が楽しめる見本園を開放し、レクリエーションの場を提供すること」。

稲毛記念館ほか3施設でございますが、①としまして、「稲毛海岸の歴史・風土や航空への理解を深める展示等により、来園者に学習の機会を提供すること」。②としまして、「市民が快適な環境の中で、日本の伝統的な文化活動をはじめ、様々な文化活動を展開できる場を提供すること」です。

(2) としまして施設の概要及び特徴でございますが、まず花の美術館、次のページにいきまして、イとしまして稲毛記念館、ウ、海星庵、その次のページ、エ、野外音楽堂、オ、稲毛民間航空記念館と、ご覧のようになっております。

それでは、7ページをご覧ください。

指定管理者制度導入に関する市の考え方でございます。成果指標と数値目標を設けております。成果指標としまして、①は「花の美術館入館者数」、②で「稲毛記念館ほか3施設の利用者数・入館者数」でございます。数値目標としましては、①の花の美術館入館者数は、1年間で89,000人以上ということでございます。②の稲毛記念館ほか3施設のほうは、1年間で182,000人以上ということになっております。

続きまして、「5 指定管理者が行う業務の範囲」ですが、(1) としまして指定管理者の必須業務の範囲、こちらは、アとしまして施設運營業務、イ、施設維持管理業務、ウ、経営管理業務となっております。

(2) としまして自主事業として行うことができる事業、ア、施設の興行の企画・誘致業務、イ、管理許可による花の美術館レストラン及び売店の運営、ウ、飲食・物販事業実施、エ、その他業務となっております。

(3) 再委託について、ア、管理業務の全部または大部分若しくは重要な部分を第三者に再委託することはできません。イ、業務の再委託に当たっては、市の承認が必要となります。

8ページをご覧ください。

「市の施策等との関係」でございます。(1) 施策理解、(2) としまして市民利用、(3) としまして市内産業の振興、(4) としまして市内雇用、現在の施設職員の継続雇用への配慮及び障害者雇用の確保でございます。(5) 男女共同参画社会の推進、(6) 環境への配慮。次に9ページにいきまして、(7) 暴力団の排除、(8) 施設の命名権への協力。本施設のうち花の美術館には命名権、いわゆるネーミングライツが採用されております。命名権取得者が権利を行使するに当たっては、指定管理者は別途締結する命名権の契約書等に基づき、市に協力することとしております。

10ページをご覧ください。

下のほうの「8 申請に関する事項」でございます。(1) 申請資格としまして、アから次のページのケまででございます。(2) で失格の要件をご覧のとおり設けてございます。それでは、少しとびまして14ページをご覧ください。

「9 経理に関する事項」でございます。(1) 指定管理者の収入として見込まれるものとして、ア、利用料金収入、イ、指定管理料となっております。この指定管理料の基準額についてでございますが、指定期間全体の指定管理料の基準額は246,398,000円、これは消費税及び地方消費税を含む額でございますが、となっております。ウ、自主事業による収入という形になっております。

(2) の管理経費でございますが、ア、人件費、イ、事務費、ウ、管理費となっております。

次の15ページをご覧ください。(5) 利益の還元(余剰金の取扱い)については、以下のとおりとなっております。余剰金が一定額出た場合、一定の仕組みで還元していただく形をとっております。

17ページをご覧ください。

中段、「13 その他」としまして、(1) 業務の継続が困難となった場合の措置、(2) 協定書解釈に疑義が生じた場合等の措置、(3) リスク分担に対する方針として、以下のとおり定めてございます。

それでは、資料7-2をご覧ください。「指定管理者管理運営の基準」でございます。

こちらの5ページをご覧ください。中段、「第4 供用時間及び供用日」ということで、「原則として、本施設の供用時間及び供用日は、都市公園条例で定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得て供用時間を変更し、または、供用日以外の日に供用することができる。」としております。

次の6ページをご覧ください。「第6 利用料金制度導入にあたっての留意点」でございます。

1、利用料金の設定、「選定要項「9 経理に関する事項」に示すとおり、本施設では利用料金制度を導入する。指定管理者は、市が千葉市都市公園条例第20条で規定する額の範囲内で、市長の承認を得て、利用料金を定めることができる」。

2、利用料金の減免。「指定管理者は、本施設の利用料金について、千葉市都市公園条例第21条及び千葉市都市公園条例施行規則第15条の規定に基づく減免を行うこと。なお、花の美術館については、次のとおり減免を行うこと。」としまして、(1) 障害者及びその介護者、(2) 学校教育の一環としての使用、(3) 市内在住の65歳以上の高齢者、(4) 無料招待券、(5) 無料開放とございます。

それでは、次の7ページをご覧ください。「第8 施設運営業務」でございます。

2の運営業務の範囲でございますが、本施設の運営について、指定管理者が行う業務は以下のとおりとなっております。ア、共通的な運営業務、イ、展示業務、ウ、施設貸出業務、エ、市からの事業実施受託業務、オ、指定管理者の自主事業実施、カ、各施設のその他運営業務です。

3、共通的な運営業務。(1) 広報・プロモーション業務。次のページをご覧ください。(2) 予約・問合せ、(3) 受付、(4) 接客、(5) 専門員の配置、(6) 情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持、(7) 急病等への対応、続きまして(8) 災害時の対応、(9) 備品・用具等の貸出でございます。

続きまして、4の展示業務でございますが、(1) 花の美術館常設展示としまして、ア、絵画2点、イ、その他展示物がございます。(2) の花の美術館植栽展示でございますが、ア、展示棟植栽展示、イ、屋内温室植栽展示、ウ、屋外植栽展示、エ、花の門とございます。(3) の稲毛記念館常設展示としまして南極の石、(4) 稲毛民間航空記念館常設展示としまして、鳳号の復元機を初め18の展示がございます。

5の施設貸出業務でございますが、12ページ以下をご覧ください。花の美術館、稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館、それぞれに貸し出し施設がございます。

6、市からの事業実施受託業務としまして、花の美術館では、14ページ、みどりの相談以下業務がございます。稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館においても、以下の業務を委託しております。

15ページをご覧ください。7、指定管理者の自主事業実施としまして、(1) 施設の興

行の企画・誘致業務、(2)花の美術館レストラン及び売店の運営。

16ページにいきまして、8、各施設のその他運営業務に関する留意事項としまして、以下のとおりとなっております。

それでは、18ページをご覧ください。「第9 施設維持管理業務」でございます。

2の業務の対象範囲でございますが、アからケまでの業務を対象としております。

それでは、少しページがとびまして、28ページをご覧ください。下の「第10 経営管理業務」です。

29ページの3、事業計画書作成業務としまして、「指定管理者は、毎年度当初に事業計画書を市に提出し、その承認を得ること」。

下の5、事業報告書作成業務としまして、「指定管理者は、月事業報告書及び事業報告書を作成すること。事業報告書は、前年度の事業報告を毎年度4月末日までに市へ提出すること。」としております。

30ページをご覧ください。7の事業評価(モニタリング)業務でございます。(1)利用者アンケート、(2)施設の管理運営に対する自己評価、(3)定期及び随時の評価をお願いしてございます。

次ページ、「第11 その他の重要事項」でございます。

32ページをご覧ください。2、修繕としまして、(1)の基本的事項としまして、修繕の執行に関しては、原則として指定管理者が行うものいたします。「なお、1件当たり100万円以下の修繕は指定管理者の負担とし、その金額を超える修繕は市と協議の上、負担割合を決定するものとする。」としてございます。

続きまして、資料7-3をご覧ください。「指定管理予定候補者選定基準」の説明をさせていただきます。

7-3の1ページ目、「1 審査方式」でございます。

まず、(1)としまして形式的要件審査、これが第1次審査でございます。提案書等により、申請者が選定要項に記載する申請資格要件を満たしていることを事務局が確認いたします。

(2)としまして提案内容審査、これが第2次審査でございます。ア、審査の概要、本選定基準に示す審査基準に従って、各委員が提案書等の記述内容等を審査いたします。「審査は、各審査項目につき、管理運営の基準その他の仕様書において市が要求している水準を満たしているかの観点」で行います。

(3)指定管理予定候補者の決定。選定評価委員会における審査結果を踏まえ、千葉市長が指定管理予定候補者を決定いたします。

(4)審査等の流れは、2ページ、ご覧のとおりとなっております。

3ページをご覧ください。形式的要件審査でございます。(1)審査内容としまして、ア、申請資格、イ、失格要件は、ご覧のとおりとなっております。

4ページをご覧ください。「3 提案内容審査」でございます。

(1)審査方法としまして、評価について説明してございます。基準としまして、「管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれる。」という場合は「○」、「管理運営の基準等で設定した水準に満たない業務が行われるおそれがある。」これを「×」とします。委員のうち1人でも「×」の評価を行った項目がある場合、選定評価委員会で協議を行い、以下のいずれかを決定いたします。ただし、半数以上の委員が「×」の評価を行った場合は、以下の②から④のいずれかで決定いたします。

②の決定を行った場合、答申において、当該条件を選定評価委員会の付帯意見として示します。③の決定を行った場合、申請者に提案書等の修正を求め、当該審査項目について

のみ、再度審査を行います。④の決定を行った場合、選定評価委員会として、申請者を指定管理予定候補者とすべきでない旨の答申を行います。

5 ページをご覧ください。(2) 審査項目及び審査の視点でございます。以下のとおりとなっております。網かけの部分に関しての項目については、評価の「○」・「×」の基準を示させていただきます。

説明については以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今のご説明に対しまして、委員の皆様からご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

特にご質問はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石井部会長 では、質問もないようですので、続きまして、第1次審査の結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

○佐藤公園管理課長 では、公園管理課から説明させていただきます。

資料7-4をご覧ください。第1次審査の結果でございますが、全ての項目において「満たしている」という結果となっております。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

只今のご説明に対しまして、委員の皆様、ご質問などございましたらお願いいたします。

○観音寺委員 1 個前の話で恐縮なのですが、数値目標についての年間89,000人と182,000人とありますが、今年度の実績はどれ位になっていきますか。まだ出ていないですか。

○佐藤公園管理課長 今年度についてはまだでございますが、これは前年度の実績で基準とさせていただきます。

○観音寺委員 概ねこの水準という形ですか。

○佐藤公園管理課長 そうです。概ね同等の水準でございます。

○石井部会長 その他、よろしいでしょうか。

ありますか、どうぞ。

○印南委員 180,000人でしょう。180,000人というと、365日としても1日500人位入っているんですね。500人も入るのかなという、そういう気はしました。そういう気がただけで、いいですけど。

○石井部会長 今の質問は、単純に割り算すると、1日当たり500人を超える数字になるのだけれど、実際に入っているのだろうかというご質問なのですが、お答えできますでしょうか。利用者の実績を目標にしたということですが、その実績としてそんなにあるのかというご質問です。

○佐藤公園管理課長 稲毛記念館でございますが、平均すると、やはり平日はかなり少ない日、冬場は特にございます。ただ、土日、それから祝日等は多くの利用者がございまして、近年、コスプレの活動が稲毛海浜公園で盛んでして、その着がえ場所として利用したりとか、そういうことで、かなり利用者が増えている傾向にございます。

○石井部会長 印南委員、よろしいでしょうか。

柳井委員、どうぞ。

○柳井委員 7-2の24ページのところで、「ボランティアとの協働による維持管理」というものがあって、指定管理の管理区域が前庭とか全部含まれている関係上、ボランティアと一緒に維持管理をやるよということだと思っておりますが、現状はどういう協働をされているのかということを一応伺いしておきたいのですが。

- 佐藤公園管理課長 前庭の花壇の植栽、草花を植えることについては、専門業者に年4回程度お願いしてございますが、その後の維持管理に関しましては、綿密な管理を行うために、ボランティアの方をお願いしているのが現状でございます。これを継続していただきたいということでございます。
- 柳井委員 どちらかというと、プランをつくって何かを植えたりではなくて、専門の人が綺麗に植えたものを管理していくと。それは近所の自治会の人とか、どういう方ですか。
- 佐藤公園管理課長 これに関しましては、花の美術館は、十数年前にボランティアの募集をしまして、花美フレンズという名前の維持管理を行う方々、それと館内のガイドボランティア、2種類を募集しまして、それぞれ活発に活動していただいております。それで作業をしながら、職員といろいろな意見交換しながらやってございますので、基本は職員のほうで花壇のデザインなどを決めたりするのですが、日々いろいろなお話をしながら、そちらにも影響させていただいております。
- 柳井委員 ありがとうございます。
- 石井部会長 他にはよろしいでしょうか。
観音寺委員、何かございますか。
- 観音寺委員 大丈夫です。
- 石井部会長 では、他にご質問がないようですので、申請者である公益財団法人千葉市スポーツ振興財団へのヒアリングを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
では、申請者を呼んで準備をお願いいたします。
(公益財団法人千葉市スポーツ振興財団入室)
- 佐藤都市総務課長補佐 それでは、只今より10分間のプレゼンテーションをお願いしたいと思います。よろしくお祈りします。
では、自己紹介を最初にお願いします。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 スポーツ振興財団の理事長の石井でございます。1年間しっかりと管理運営業務をやらせていただきたいと思いますので、よろしくお祈りします。
同じく財団の常務理事・事務局長を仰せつかっております森と申します。どうぞよろしくお祈りいたします。
事務局次長の若菜です。よろしくお祈りします。
財団総務班の野ヶ峯です。よろしくお祈りいたします。
同じく総務班の宮川です。よろしくお祈りします。
- 佐藤都市総務課長補佐 それでは、プレゼンテーションをお願いいたします。
- 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 それでは、只今よりご説明いたします。恐縮ですが、座っての説明にさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。
それでは、スポーツ振興財団から提案いたしました提案書をお開きいただきたいと思います。
初めに1ページをお願いいたします。
第1に「管理運営の基本的な考え方」でございます。
公共施設の管理運営につきましては、利用者の安全、また安心が確保され、誰もが平等・公平に利用できることが最も重要なことかと考えております。また、これらを念頭に置きまして、施設の能力あるいは機能を最大限に発揮するとともに、利用者のサービスをより一層向上させること、これで施設の設置目的を果たすことに努めるものでございます。
一方、行政が直接管理運営を行うというよりも、効果的できめの細かな管理運営を行うべきと当財団では考えております。

これらを踏まえまして、振興財団では、レクリエーションを通じた地域のコミュニティづくりの支援を行うことにより、明るく豊かな地域社会の発展に寄与すること、当財団の定款に定めた目的でございますが、これを達成するために、以下の5つの基本方針のもと管理運営を実施したいと考えてございます。下のほうに黒で囲ってありますが、「市民参加による管理運営」あるいは「市と連携した管理運営」等々5つでございます。

2ページをお願いいたします。

具体的に5つの柱でございますけれど、1番といたしまして、施設管理を支えるボランティア、また、専門知識を有する人材など、こういうような方々と協力して実施したいと考えております。

2点目の市と連携した管理運営でございますが、市民ニーズを反映したサービスの提供に努めるつもりでございます。また、これまでみどりの協会等々で得ました市民の要望の蓄積、また当財団で蓄積しました要望等につきまして、反映させていきたいと考えております。

4つ目の利用者が安心できる管理運営でございますが、安心して楽しめる施設、これの維持管理に努めるとともに、万が一の災害時あるいは急病者の発生などに対応できるように、職員等の訓練をするつもりでございます。

最後に、地域コミュニティとの連携及び協働でございますが、地域活性化への貢献、地域の皆様、児童・生徒の職場体験の場となるほか、自治会等地域のコミュニティとの連携により、活性化に貢献したいと考えております。

次に3ページをお願いいたします。

2番の管理運営の執行体制でございます。当該施設を管理運営するために、記載のとおり、館長、班長、管理スタッフ等、合計36名を配置することを予定しております。この36名につきましては28年度と同様でございます。

また、主な業務でございますが、①の施設運営業務、②の施設維持管理業務、③の経営管理業務、具体的な業務内容あるいは責任の所在、緊急時の連絡体制につきましては記載のとおりでございますが、このような形で執行を考えておるところでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページの表の下のほうでございます。組織図でございますが、ただいま前ページで説明しました館長ほか職員の組織図、これに左の上のほうに書いてありますが、当スポーツ振興財団、こちらで事務補填するというように考えております。

次に5ページ、6ページをお願いいたします。ただいまご説明しました36名の職種あるいは雇用形態、勤務日数等々を一覧で記載したものでございます。

6ページをお願いいたします。

表の一番下段でございますが、計ということで、想定人件費でございます。118,182,000円を想定しておるところでございます。この金額につきましては、後ほど説明いたします収支の予算、これと突合するような形でつくっております。

次に、とんで申し訳ありませんが、11ページをお願いいたします。

6点目の「施設の保守管理の考え方」でございます。建築物の保守管理につきましては、管理運営の基準、これに基づきまして実施して参ります。点検方法といたしましては、日常点検、定期点検、法定点検、こういったような形で実施するというように考えております。

また、下段のほう、予防保全・修繕でございますが、日常点検等により把握し、予防保全策をとるとともに、適切な時期に修繕、交換修理を実施することとしています。なお、発注につきましては、千葉県契約課に登録されております小規模修繕業者登録名簿、これ

から選定する予定でございます。

17ページをお願いいたします。

リスク管理及び緊急時の対応でございます。事故等における対応につきましては、1つは事前対応によるリスクの回避、また、低減が重要な取り組みであると考えております。職員のリスク認識力を高めまして、施設管理におけるさまざまなリスクを認識し、シナリオを想定した上でコントロールし、不測の事態に備えるつもりでございます。

具体策としますと6項目提案したいと思っております。1点目としますと、保守点検、安全点検を確実に実施すること、2点目といたしますと、千葉市あるいは医療機関、関係機関等と連絡体制を整えます。また、緊急時の連絡体制を整えまして迅速な判断、これができるような体制を構築することとしております。また、災害時の避難誘導、関係機関への通報を適切に行うため、消防訓練等を実施する予定でございます。また、マニュアルを全員に周知し、リスク情報を共有します。最後に、職員間のコミュニケーション、これを大事にしまして、事故あるいは事件発生時、速やかに適切な対応ができるような形で、ミーティングや訓練等を実施したいと考えております。

19ページをお願いいたします。

開館時間、それから休館日の考え方ですが、公園条例に基づきまして記載のとおりとしております。なお、表の一番上段部分、花の美術館でございますが、開館時間は9時半から17時となっておりますが、条例では16時30分まででございます。30分延長した開館時間を設けたいと考えています。なお、欄外でございますが、稲毛記念館あるいは航空記念館、これにつきましては、5月から8月までは午後7時、それ以外については午後6時を限度に貸し出しを延長するものでございます。

20ページをお願いいたします。

20ページは、利用料金の設定、減免の考え方でございます。利用料金につきましては、花の美術館等、下記のとおりと考えております。

21ページ、利用料の減免ですが、花の美術館の入館料金につきましては、(1)から(9)までに該当する場合には全額免除、100%減免を想定しておるところでございます。1点目としますと身体障害者手帳を有する方、また、2点目としますと精神障害者保健福祉手帳、(3)療育手帳を提示する方、こういう方につきましては100%減免、また、障害をお持ちの方の介護者、これについても減免するつもりであります。また(5)小中学校の学校教育の一環とする場合、また市内在住の65歳以上の高齢者が入館する場合、以下、(7)市民の日、あるいは(8)小中学校の教育委員会発行のふれあいパスポートを提示する場合、高齢者施設の利用者あるいは職員が施設の行事の一環として入館して利用する場合、こういったものについては全額免除と考えております。

貸し出し施設の利用料につきましては、障害者基本法あるいは社会福祉法の団体、それから社会福祉法人が利用する場合でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。利用促進ですが、稲毛記念館の休憩スペース等を利用した中で周知に努めるつもりでおります。

続きまして、とんで申し訳ございません、30ページをお願いします。成果目標でございます。成果指標の目標でございますが、成果指標、花の美術館につきましては年間89,000人、稲毛記念館他の施設につきましては182,000人、市の設定した目標と同様として考えております。

続きまして、34ページをお願いいたします。収支の見積もりでございますが、まず上の収入ですが、花の美術館の入館料12,075,000円を含めまして合計欄、網がかかっておりますが、18,209,210円としております。下につきましては自主事業でございます。

以上で終わります。

○石井部会長 ありがとうございます。

まだ足りない部分もあったかと思いますが、質疑応答の中で適宜説明をお願いできればと思います。

では、委員の皆様からご質問があれば順次お願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○観音寺委員 2点ございます。

現在、名前のとおりスポーツ振興財団ということで、スポーツ施設が多いのかなという予想ができるのですが、今の指定管理されている実績というか、決算書を見ますと164,000,000円位指定管理実績というものが入っていますが、ざっくりでいいので、どのような実績があるかお答えいただけますか。

もう一つは、花の美術館については、今、レストランがあると思うのですが、自主事業のところのレストランに関しては特に記載がございませんが、これに関するお考えというか、どういう方針なのかをお答えいただければと思います。

○石井部会長 では、お願いします。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 2点のご質問でございます。

まず、現行の当財団、スポーツ振興財団の指定管理の実績でございますが、現在、平成28年度でございますが、28年度を初年度としまして今後5カ年間という形ですが、当財団の事務局がございませぬ千葉市のポートアリーナ、問屋町、すぐ近くにありますが、そちらの指定管理を、現行の制度の中で28年度を初年度として実施させていただいております。

また、ポートアリーナにつきましては、平成3年にでき上がりましてから当財団で、当時は指定管理者制度というものはなかったのですが、その後、指定管理者制度を経まして現在に至っております。

それから、指定管理ではないのですが、今、千葉市の、委員ご指摘のとおりたくさんスポーツ施設がございませぬ。従来、スポーツ振興財団で一括して指定管理をいただいておりますところなのですが、現在は、冒頭申しましたとおり、ポートアリーナのみの指定管理ということが現在の実績でございます。

また、花の美術館ですが、独自事業にないということなのですが、花の美術館につきましては、今回指定管理で、確かに施設については管理運営という形になりますが、花の美術館の食堂、また別棟なのですが、同じエリア内にありますプールの食堂等については、もう一つの、公益事業ではなくて収益事業という中の位置づけになっておるところでございます。今回のこちらの独自事業等には記載しておりませぬ。今回の指定管理部分については、色合いとしますと、公益事業、もう一つ収益事業というものはあるわけですが、そちらで実施しておりますので、今回の指定管理には記載されていないということでございます。

○観音寺委員 ありがとうございます。

○石井部会長 今回のレストランの点なのですが、現在営業しているところがあるかと思うのですが、そこがそのままやる形になるのか、それとも今のところではなくて、ご自身で何か手配してやるのか、どうなるのでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 お尋ねのレストラン関係なのですが、まだ調査が浅いところがあると思うのですが、今ご指摘のありました花の美術館のレストラン、それから、時期が夏に限られますけれども、隣接いたしますプールのレストラン等は、同一業者ということで報告を受けているところでございます。

具体的に当財団が今回の指定管理を受けた場合ですが、指定管理事業にはレストラン部分については、収益としては入ってこないわけなのですが、方法としますと、1つは、現在、昨年も同様だと思いますが、公募型の競争なのかなと考えております。というようなことから、これはまた事業の計画の中で詳細については詰めていきたいと思いますが、現行の方にそのまま随意契約でお願いするという方法ではなくて、やはり公募にしてお願いするのがいいのかなと考えておるところでございます。それらの方法論につきましては、千葉市の都市局公園緑地部と協議した中で決めたいと思いますけれど、今の財団事務局の考え方とすると、公募による指名競争入札というものが一番の方法なのかなということでございます。

○石井部会長 千葉市に質問なのですが、現在の花の美術館のレストラン、併設されているところがあるかと思いますが、そこは千葉市みどりの協会が何かやっているのか、自主事業という形でどこかに委託したりしてやっているのか、それとも別途この枠外でやっているのか、現状はどうなっているかということはおわかりいただけますでしょうか。

○佐藤公園管理課長 みどりの協会が千葉市より管理許可として受けた上で、公募により業者を決めて運営しております。

○石井部会長 それは今回のようなみどりの協会の自主事業に当たるものなののでしょうか。

○佐藤公園管理課長 こちらは自主事業としての位置づけはございません。

○石井部会長 その他ご質問、いかがでしょうか。

印南委員、どうぞ。

○印南委員 自主事業ではないとすると、利益などはどこに計上されているのですか。レストランの経理がありますよね。その利益はどこに計上されているのですか。

○竹本緑政課長 緑政課長でございますが、この指定管理とは別の枠組みで、現在、千葉市みどりの協会が稲毛海浜公園内の別の施設を管理等もしてございますので、そちらでの経理で整理されていると思われま。

○佐藤公園管理課長 それと、もう一つつけ加えさせていただきますと、公園の中のレストランというのは利用者がかなり限定されますので、今までも多くの業者が変更となっております。というのは、やはり基本的には成り立たないという中で、ぎりぎりのところでございますので、収益についてはほぼ見込めない部分でございます。

○印南委員 ありがとうございます。

もう一つ、花の美術館ですから、花の専門家はスポーツ振興財団にはいらっしゃるのですか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 花の専門家は、スポーツ振興財団の現在22名の中にはおりません。

ただ、少し説明が不足いたしました。仮に4月から当スポーツ振興財団にご依頼いただけるということになりますと、現在のみどりの協会のスタッフは14名と聞いておりますが、中には、数名の方が他の職場に転職というような動きがあるというように聞いておりますが、残りの大半の方につきましては、29年度につきましても仕事に従事したいというお考えと聞いておりますので、29年度、単年度限りという形にはなるかもわかりませんが、現在従事している方を雇用しまして対応するというように、人の配置では考えております。

○石井部会長 よろしいでしょうか。

柳井委員、どうぞ。

○柳井委員 今のところを私も質問しようと思っていたところなのですが、みどりの協会、今までやられてきて、いろいろノウハウをお持ちなので、そういうものの引き継ぎとか、それを上手く活用するという点について、特にボランティアであったりとか、いろ

いろガイドボランティアだったり花美のボランティアがあると思うのですが、そのあたりの基本的なお考えを少しお聞かせいただきたいと思います。

○石井部会長 どうぞ。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 只今のご質問なのですが、現行のスポーツ振興財団は、そのような業務に少なくとも現在まで携わっておりませんので、その知識については、現行のみどりの協会から比べた場合には低いのは否めないところでございます。それを補うために、ただいま申しましたように、職員、現行のみどりの協会のスタッフの大半が残っていただけるということがあります。

具体的にどなたがお残りになるのかということ、この場では私もわからないのですが、現在のところ、非常にラフな考え方なのですが、役員を除いたスタッフが14人いらっしゃいます。その中で、これも想定ですけれど、4名の方につきましては他団体に転出ということが予想されます。としますと残りの方は10人という形になるわけですが、まだはっきりは申せませんが、当財団が指定管理として選定された暁には、10人の方にいらっしゃっていただけるのかなと考えております。

ということで、当財団のスタッフにはなかなか、緑化事業等々の知識は疎いところなのですが、その10人、あるいはそれ以外の方で、嘱託あるいは非常勤の方も大勢いらっしゃいますので、そちらの方と協力し合いながら、少なくともこれまでのみどりの協会の実施されております市民サービスの水準を下げないような形で、管理運営できればと考えております。

○柳井委員 ありがとうございます。

それともう一つ、やはり公園も、サービス業という言い方は変なのですが、来ていただいたお客さんにどれだけ、ただ施設を管理しているというのではなくて、気持ちよく利用していただくとか、満足していただくとかということがとても大事なことかなと思っているのですが、安全に利用していただくとか、そういった意味でスタッフの資質の向上であったりとか研修であったりということについて、どのようにお考えでしょうか。

○石井部会長 どうぞ。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 今回提案させていただきましたエリアの中に、当スポーツ振興財団の管理許可をさせていただいておりますヨットハーバーというところがございます。非常に年間を通じまして利用されている施設だと自負しているところなのですが、その公園施設も含めまして、新規にいらっしゃる方は非常にウェルカムな方としてあるのですが、もう一つの考え方とすると、新規も当然来ていただきたいのですが、リピーターの方に来ていただきたいと思っています。

そのためにはどういう作戦を立てるかということなのですが、委員ご指摘のとおり、先ほどの説明の中で若干触れさせていただきました、気持ちよく1日を来た方に過ごしていただけるということで、当然のことながら、花あるいは樹木につきましては生き物ですので、そちらを、専門の園芸に携わっている方、ボランティアも含めてですけれど、協力の中で、アンケート等をとった中でも、満足してお帰りいただけるような施設にするために、職員につきましては研修、あるいはアンケート等を分析した中で、リアルタイムでその対応を図っていきたいということを考えております。

○柳井委員 簡単に言うと接遇研修とか、そういうものはやられるのですか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 接遇研修も当然やっていきます。

○柳井委員 わかりました。ありがとうございます。

○石井部会長 どうぞ。

○観音寺委員 資料の23ページに、「施設の効用を最大限発揮するものであること」という

項目の一番下、「広報・プロモーション活動」ということで、こちらに書いてある話はそのとおりかなと思うのですが、先ほど、ポートアリーナの管理をやっていらっしゃるということで、指定管理をされているということですので、ぜひそちらとの上手く連携というところもっていただきたいなと思っています。

例えばパンフレットを置くということも1つありますし、利用者、これを使った方にはこちらが少し安くなるとか、今、SNSなどいろいろな広報の活動があると思うのですが、利用者がアップしたくなるような話なども仕掛けとしては必要だと思いますし、今回1年という期間が短いということも十分承知しておりますが、せっかく既存の指定管理が、ポートアリーナは千葉市でも大きな施設だと思いますので、そことの連携というところも入れていただけないかなと思います。よろしく願いいたします。

○石井部会長 稲毛海浜公園のスポーツ施設がありますが、そのスポーツ施設を管理していたというご経験もあるのでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 あります。

○石井部会長 それから、建物設備の保守点検、警備その他の再委託をするということが想定されているものがあるかと思いますが、その委託先等について具体的なお考えというものはあるのでしょうか。今までの業者さんをそのままということになるのか、また別途ということになるのか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 委託については、現在やられているみどりの協会さんも苦勞されているのではないかと思います。少し話が違うほうにとんでしまうかもわかりませんが、委託もので、特に施設管理につきましては警備、清掃等々、どちらかというところ、委託料の総トータルの金額の中に人件費的な要因が非常に大きいものが維持管理委託なのかなと考えております。

ということで、委員の方もご承知だと思いますが、昨今、非常に入札、公共団体の施行のこういったものについても入札の不調が多いということがあります。ということから、今回、当スポーツ振興財団の発注するものに加えて、みどりの協会が管理されたものの委託を発注するわけですが、考え方としますと、先ほど申したとおり、市の契約部門に登録されている業者の中から出ていただきたいという考え方ですので、前年度、つまり28年度に実施されている業者をそのまま随意契約で選ぶというようなことは避けて、先ほど申しましたとおり、公募型の競争入札なのかなということで考えておるところでございます。

○石井部会長 どうぞ。

○柳井委員 教養施設が指定管理の対象になっていると思うのですが、実態としてはやはり公園事務所との連携ということが、例えばイベントにしても、公園事務所というか、公園を使ってやるイベントとの連携であったりとか、例えば震災時のことに関して考えても、大震災となったときに、公園の中の人、ここが管理者だからとか、そういう発想はなくて、利用者としてはどうするという話になるわけですね。そういう時は、やはり事務所との連携ということがとても重要になるのかなと思うのですが、どのような連携が必要かとか場面が想定されるとか、考えていらっしゃるのか、少しお聞かせいただければと思います。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 今回の海浜公園の教養施設ももとよりですが、先ほども一部ご説明しましたこのエリア内の中には、今、スポーツ振興財団が管理しております稲毛ヨットハーバーというところがあります。所管につきましては、委員ご指摘のとおり公園緑地事務所が実際の所管をされておりますので、初めての公園緑地事務所とのお話ということではなくて、既にヨットハーバーでいろいろな情報のやりとりはしているところでございます。今回、確かに公園という、もっと大きな広いところが増える形になり

ますけれど、公園緑地事務所を中心とした中で、市の公園緑地部と協議しながらやっていきたいと考えています。

緊急時の避難の中のものにつきましては、1つはやはり千葉市と相談しながら、先ほど申しましたようにアクシデントがあったときの対応等の中で、来ていらっしゃる見学者あるいは入館者等々が困惑しないような形、非常に抽象的な言い方で申し訳ないのですが、というような形で、誰でもわかるような形で対処したいと考えています。

○柳井委員 ありがとうございます。

○石井部会長 自主事業も含めてですが、これまでみどりの協会がやっていたときにできていたけれど、来年度の1年に限ってということになってしまうわけですが、できなくなってしまうものというもので、今具体的に想定できるものはありますでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 みどりの協会からの資料によりますと、今年度、平成28年度は20周年記念という、年度とすると節目の年度と聞いております。具体的に何をやったのかということは、誠に申し訳ない、そこまでまだ分析していないところなのですが、一例としますと、航空記念館で子供たちに写真を撮る、あるいは映画を放映する、あるいは花の美術館につきましては20周年ということもあって、入館者の減免の枠を拡大したということで聞いております。

29年度は、20周年を終えてしまった年度なのですが、今のところ、新しいというものはなかなか見受けられないのかなとは考えておりますけれど、これからまた、現在、千葉市さんと共同して予算編成の作業をしておりますので、その中で事業計画として、確かに単年度の実施ということにはなろうかと思っておりますが、可能な限り新規事業も含めた中でやっていきたいとは思っております。

○石井部会長 今まで行われていた事業は、基本的にはほぼそのまま行われると伺ってよろしいのでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 結構です。

○石井部会長 提案書様式第20号の収支予算書の総括表を見ますと、収入の中で、指定管理料・利用料金等収入というのはいいのですが、自主事業による収入という中で、参加料収入の他に繰入金というものがございます。これは何になるのでしょうか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 ご質問の繰入金ですが、ここで2,094,000円と記入させていただいておりますが、これにつきましては、先ほど来お話がありました指定管理とあわせてお願いされておりますプールの収益事業、こちらの収益を充当しようかということでご考えておるところでございます。

○石井部会長 そうすると、仮にこの指定管理を受けなければ、この繰入金は財団は出す必要がないものということになりそうな気がするのですが、そうすると、この指定管理を受けることで、通常会社で考えたらマイナスになってしまいそうなイメージがあるのですが、その点は特に問題はないのでしょうか。どうのように理解すればいいのか。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 少し説明が上手にできませんが、今回お願いします稲毛海浜の教養施設、それと、先ほど来さらに説明しております夏季だけ運営されております海浜公園プール等の収益事業は、ペアだと考えております。

ということで、1つの可能性としますと、指定管理のみを当財団が受けるというようなことも、可能性としてあるわけですが、現在のところ、海浜公園の教養施設につきましては指定管理業務として受けたい。それから、同じく同敷地内にありますプールあるいは駐車場等々の、先ほど来からご説明します収益事業と申しておりますけれど、それらにつきましては、稲毛のヨットハーバーと同様、管理許可という形で千葉市から受けたいと財団では考えております。

○石井部会長 そのほか委員の皆様、何かご質問ございますでしょうか。

それから、スポーツ振興財団さんのほうで、先ほどのプレゼンテーションでどうしても言いたかったけれど言えなかったというような、何か補足してご説明等ぜひというものがあれば、お聞かせいただければと思いますが。

○公益財団法人千葉市スポーツ振興財団 それでは、誠に申し訳ありません、後になってしまったのですが、31ページをお願いいたします。

委員さんからのご質問にも出ました自主事業の実施についてでございます。今回、指定管理事業、これを実施するに当たりましては、それを補完して、また施設の魅力を高め、先ほど来からお話のとおり利用促進、リピーターも含めてですけど、利用促進を図るためには、子供たちを対象としたイベントあるいは講座、それから、地域の連携を重視したことが重要であると考えています。ボランティア活動の支援など、本施設の魅力を高めるということで、具体的な自主事業を29年度は考えているところでございます。

32ページをお願いいたします。

例としますと、9つの事業を挙げさせていただきました。内容について、特に29年度は目新しいところはないのですが、やはりこういった自主事業をしまして、ボランティア活動等を支援したいということでございます。

表の一番上段でございます1番目、ボランティア活動の支援、実施場所、対象者あるいは参加料等々につきましては、記載のとおりでございます。実施内容でございますが、花の美術館には花美フレンズというボランティア団体がおるということで、非常に積極的な活動をしていると聞いております。こちらを支援するものでございます。

1つとびまして3番目ですが、団体利用促進につきましては、団体利用、要するに入場者の確保を図ると、リピーターも含めてですが、バスの駐車場を無料にしたいと。また、希望のあった団体につきましてはガイドをつけて案内をいたします。

下から3番目の自然観察会ですが、小学生を対象としました、公園の中で植物、鳥、昆虫など観察会を実施したいということで、子供たちとのコミュニケーションの輪を広げたいと思います。また、その下、稲毛子ども航空科学クラブですが、これも小学生ですが、実験とものづくり、こういうことをきっかけとしまして、航空科学を学ぶというような形に努力したいと思います。

最後に団体利用の促進ですが、茶道あるいはコンサートなどを実施する団体を対象にしまして、貸し付け施設の調整を行いたいということを考えています。

以上、先ほど説明した内容で漏れがあったところでございます。

収支につきましては、ご質問がありましたので割愛させていただきます。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

委員の皆様、ご質問はよろしいでしょうか。

では、プレゼンテーションと質疑応答についてはこれで終わりたいと思います。

スポーツ振興財団さん、どうもありがとうございました。

(公益財団法人千葉市スポーツ振興財団退室)

○石井部会長 どうぞ。

○竹本緑政課長 先ほどの繰入金の関係なのですが、スポーツ振興財団は公益財団法人ということで、その関係上、収益事業等、それで上げた利益の一定割合を公益事業に回さなければいけないという部分がございます、恐らくその辺りの事情があつて、ここに繰入金として項目が立てられているのではないかと思います。

○石井部会長 この指定管理ではなくて、他の部分で収益事業があつて、そこで収益が上が

ってしまっている。それは一定部分を公益のために使わなければいけない、その公益としてこの指定管理の自主事業を考えていると。

- 竹本緑政課長 考えているのではないかと。
- 石井部会長 わかりました。ありがとうございます。
- 観音寺委員 プレゼン中だったので事務局に質問しなかったのですが、7-2の15ページに、指定管理者の自主事業実施というところの(2)に「花の美術館レストラン及び売店の運営」とあるのですが、先ほどの説明とここの整合性がよくわからないのですが、もう一度内容を教えてください。
- 石井部会長 私も同じことをお伺いしようと思っていたのですが、ここで書かなければいけないのではないかと思われるのですが。
- 観音寺委員 これを分割して収益事業とされていると。ここに自主事業で書いてあるこの運営は、どういう話になってしまうのかなと。
- 佐藤公園管理課長 「管理運営の基準」としまして、自主事業の実施の項目に確かにレストランの運営等がございます。ただ、こちらは先ほど申しましたように、なかなか収益として成り立ちがたい部分がございます、やはりその実施に関してはかなり調整が必要になってくるということで、現段階としましては、こちらに提案としてなかなか上げることは難しいという部分でございます。
- 観音寺委員 その場合に、今、イタリアンレストランをやっていると思うんですね。あの人たちはどういう位置づけで、市からの何か絡みがあるのか、完全に民間企業が賃料を、土地は、全然その辺りはわからないのですが、その仕組みと、29年度からあのレストランがどうなるのかということに関して、おわかりになりますか。
- 佐藤公園管理課長 今現在の仕組みとしましては、あそこの一連の施設を管理しておりますみどりの協会に、市から管理許可としてお願いしているところでございます。
- 観音寺委員 それは市から直接。
- 佐藤公園管理課長 市からみどりの協会へということです。みどりの協会で事業者を募集、選定しまして、運営しているところでございます。ですから、今後も、花の美術館ですとか公園と一連の施設として、管理運営を今の団体が任された場合は、市としましても管理許可ということをお願いした上で、そちらから募集ということをしてもらいたいと、その予定でございます。
- 石井部会長 そうすると現在も、みどりの協会が花の美術館の指定管理者にはなっているけれど、レストラン部分については、指定管理者としての自主事業でやっているわけではないということなのですか。
- 佐藤公園管理課長 はい。
- 観音寺委員 そうすると、15ページに書いてあるこの文章はおかしくならないですか。「指定管理者は、花の美術館のレストラン及び売店について、市の管理許可を取得し、その運営を行うことができる。その際、指定管理者は、所定の使用料を市に支払うものとする。」、この使用料というものは現状払われているのですか。
- 竹本緑政課長 みどりの協会から市への使用料は払われています。
- 観音寺委員 払われている。でも自主事業ではないですね。
- 竹本緑政課長 事業の取扱いについては、確認して後ほどご報告します。
- 石井部会長 今の点も含めてというか、それ以外のことにもなりますけれど、意見交換という形で、また併せて、もし市に対してのご質問等があれば、それも順次お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 印南委員 レストラン及び売店の運営に関する具体的な提案の記述がないですね。

- 石井部会長 観音寺委員、どうぞ。
- 観音寺委員 プレゼンテーションを聞く限り、1年という期間限定というところもありますし、基本的にはみどりの協会がやっていたことを引き継ぐと、スタッフも含めてですね、大きな変化はないのかなというところで、スポーツ振興財団で問題ないのかなと考えています。
- 印南委員 もし1年が終わって、その次にスポーツ振興財団がとれなかった場合には、みどりの協会から引き継いだ花の専門家ですか、あの人たちはどうなるのですか。
- 石井部会長 どうなるのですかね。それはその次に受けるところが、引き続き採用したいと考えるのかどうかにかかってしまうのですかね。
- 柳井委員 今回は非公募ですよ。
- 佐藤公園管理課長 今回は非公募です。
- 柳井委員 次回は公募ということが決まっているのですか。
- 佐藤公園管理課長 同じ枠組みでなくて、今、千葉市として考えておりますのは、公園全体の再整備ということで事業者を募集しまして、その中で既存の施設を残す、もしくはリノベーションする、あるいは新しいものに変える、そういったことを再整備しながら、また、管理運営も事業者をお願いしたいということです。
- 柳井委員 設置許可まで出すようなことまで、民間に。
- 佐藤公園管理課長 例えば、どういう形の再整備になるかわかりませんが、今回指定管理していただいている施設の中でも、老朽化が進んでいるものがあればそれは取り壊すと。それから、新しい施設をつくりたいという提案があれば、その新施設を設置許可のような形にする可能性もありますし、それから、公園全体の管理を考えた場合、指定管理区域だけ指定管理者がやるのではなくて、他の設置管理をやっている事業者と一体で管理したほうがいいという判断になれば、1者随契的な指定管理ということもあり得ると。
- 柳井委員 では、再整備の方向がはっきりするまではわからないと。それが1年。1年というか、もう1年もないかなと思うのですが、ということですね。
- 佐藤公園管理課長 29年度中に固めたいと思っています。
- 柳井委員 わかりました。
- 石井部会長 その部分は、資料7-1の3ページの(5)の施設の再整備という項目で書かれているところで、途中での引き継ぎとか施設の閉鎖とか、途中で終わる可能性がありますよと、それを承知した上でやってくださいねということで明記されているということになるのでしょうか。逆にそういうことがあるから、スポーツ振興財団のような市と関係のあるところでないと難しいだろうということでもよろしいでしょうか。
- 佐藤公園管理課長 基本は1年間ということで、リスクがあるということです。
- 柳井委員 それから、私は他市でもやはり公園のこういうことをやっていて、提案書をたくさん見てきているのですが、割と全体の方針が書かれていて、細かいところの話とか、多分時間的な都合もあったりということでもこうなっている。
例えばスタッフの配置でいえば、平日は所長と誰と誰とか、イベントのときはこのくらい配置するとか、そのくらいのところまで詰めた提案書というものが出てきて、それを見ながら、ここはできそうだねというようなことがあるわけですが、今回は非公募ということもあるし、逆に言うと、そういう細かい部分などの詰めは、協定とか事務所や管理課との間の中で詰められていくという前提で見ればいいということですよ。さっき言ったようなことで相談する。
- 佐藤公園管理課長 はい、今後詰めていきたいと思います。
- 石井部会長 印南委員、財務関係書類等で何かお気づきになった点などご意見などありま

すでしょうか。特にはございませんでしょうか。

○印南委員 これは潰れないです。大丈夫です、この間違いがなければ。間違いがなければというのは、よほどのことがなければです。

○石井部会長 施設の再整備という事情もある市としても、指定管理で任せただけだから、もうそのままやってねということではなくて、1年限りということもありますし、応援するというか、補助するというか、協力するというか、協議しながらやっていくというように伺ってよろしいですね。

○佐藤公園管理課長 はい。

○石井部会長 では、他にご質問、ご意見などございますでしょうか。特にはございませんでしょうか。

どうぞ。

○竹本緑政課長 先ほどのレストランの収支を、こちらに計画として入っていないというお話だったのですが、現在、みどりの協会の状況について、今、手元で確認できなかったもので、後ほどご報告させていただくということをお願いできればと思います。

○石井部会長 では、意見交換を終わりいたしますので、審査を、それぞれ用紙に「○」・「×」ということで評価をお願いいたします。

(審査)

○石井部会長 ご記入は終えられたでしょうか。では、事務局、回収をお願いいたします。

では、事務局で集計をしていただく間、しばらく休憩としたいと思います。

(休憩)

○石井部会長 それでは、事務局での集計が終わりましたので、部会を再開いたします。

集計結果のご報告と、それから、レストランの件についてのご説明があるということで、よろしくお願ひします。

○竹本緑政課長 自主事業でのレストランの取り扱いについてでございますが、現指定管理者をやっておりますみどりの協会に確認いたしましたところ、こちらでは自主事業としてやることはできるということではありますが、こちらに書いてある自主事業ということではなくて、全く別の形での管理許可、要は稲毛海浜公園プールの管理許可を受けているとか、そういうものと同じ並びで市から管理許可を受けて、今レストランの運営をしているということでございますので、こちらの事業収支計画の中には、みどりの協会、現指定管理者も入れていないという状況でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

では、集計結果のご報告をお願いいたします。

○増田都市総務課長 お手元に集計表をお配りさせていただきました。結果をご報告いたします。

各委員の審査結果を、お手元の「稲毛海浜公園教養施設指定管理予定候補者選定 第2次審査 審査結果 集計表」に記載のとおりでございます。前に申しあげました形で、「×」の評価があった項目については協議をするということでございましたが、「×」の評価があった項目はありませんでした。

以上でございます。

○石井部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から集計結果をご報告いただきましたが、当部会としてスポーツ振興財団を指定管理予定候補者に選定することについて、委員の皆様でご異議等はございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石井部会長 無いようですので、稲毛海浜公園教養施設に係る指定管理予定候補者は、スポーツ振興財団として市長に報告いたします。

なお、選定理由及び意見等についても報告することとなっております。

意見等はございますでしょうか。

○柳井委員 質問の中で言わせていただいたのですが、専門性がある職員の配置ということをお願いしたいというか、協会さんから引き継ぐという話なのですが、それが大事だと思うのです。あそこの魅力というものはそこにあると思いますし、それから、あとはボランティアとの関係性というものは、これはやはり関係づくりはとても時間がかかるのです。いきなりやってみるものではないので、そのあたりも含めて、既存の協会から移ってこられるであろう職員の方を含めてやっていただきたいということと、それから、事務所との関係ということが大事になるかと思っていて、いろいろなイベントで活性化していくにもそうだし、何か震災があったときもそうだし、今、ヨットハーバーのところでお付き合いがあるという話なのですが、その辺りも継続してやっていただければと思います。

以上です。

○石井部会長 他に何かございますでしょうか。

先ほどまで委員の皆様から出ていた意見も併せてということにしたいと思います。

私からは、再整備の関係があるので短い期間になってしまうかもしれないということはあるものの、だからといって、利用者に対して今までよりも質が落ちたとか不便になったなどということのないように、しっかりとみどりの協会からの引き継ぎを受けるといことと、市と協力して進めていただければと思います。

では、今までの意見を部会としての意見といたします。

これで本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成28年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を閉会いたします。

では、事務局にお返しいたします。

○竹本緑政課長 本日は貴重な意見をいただき、どうもありがとうございました。本日、公園緑地部長が所用により出席できませんので、私からお礼申し上げます。

本日いただきました貴重なご意見をもとに、今後、指定管理予定候補者と協議を進めて参りたいと考えております。その後、2月中旬より開催が予定されております千葉市議会の第1回定例会において、指定管理者の指定議案として提出させていただきたいと思ます。

本日は本当にありがとうございました。

○佐藤都市総務課長補佐 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

委員の皆様、長時間にわたりましてどうもお疲れさまでした。ありがとうございました。